（沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第五条　沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「退職共済年金（私学共済法）を」を「退職共済年金（改正前準用国共済法（改正前私学共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）第四条の規定による改正前の私学共済法をいう。以下この項において同じ。）を」に、「国家公務員共済組合法」を「改正前国共済法（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に、「。以下「国共済法」という」を「）」をいう。以下この項において同じ。）」に、「額は、私学共済法第二十五条において準用する国共済法」を「額は、なお効力を有する改正前準用国共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法をいう。以下同じ。）」に改め、同項第一号及び第二号中「私学共済法第二十五条において準用する国共済法」を「なお効力を有する改正前準用国共済法」に改め、同条第二項中「算定された私学共済法第二十五条において準用する国共済法」を「算定された改正前準用国共済法」に、「私学共済法第二十五条において準用する国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号」を「なお効力を有する改正前準用国共済法第二十五条において準用する国共済法」を「若しくは私学共済法第二十五条において準用する国共済法」を「若しくはなお効力を有する改正前準用国共済法」に、「又は私学共済法第二十五条において準用する国共済法」を「又はなお効力を有する改正前準用国共済法」に改める。

第三十五条の二中「私学共済法第二十五条において準用する国共済法第八十一条」を「改正前準用国共済法第八十一条」に、「額（私学共済法第二十五条において準用する国共済法」を「額（なお効力を有する改正前準用国共済法」に改める。

第三十五条の三中「遺族（私学共済法第二十五条において準用する国共済法」を「遺族（なお効力を有する改正前準用国共済法」に、「以下同じ。）に」を「）に」に、「遺族共済年金（私学共済法第二十五条において準用する国共済法」を「遺族共済年金（改正前準用国共済法」に、「額（私学共済法第二十五条において準用する国共済法」を「額（なお効力を有する改正前準用国共済法」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、前条に規定する更新加入者の遺族（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第五十九条に規定する遺族をいう。）に対する同法第五十八条の規定による遺族厚生年金について準用する。この場合において、同項中「なお効力を有する改正前準用国共済法第九十条」とあるのは「厚生年金保険法第六十二条」と、「を加入者期間」とあるのは「を厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間その他の文部科学省令で定める期間」と、「が加入者期間」とあるのは「が当該文部科学省令で定める期間」と読み替えるものとする。

第六条　私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第六号中「長期給付に係る掛金（」を「退職等年金給付に係る掛金及び」に改め、「を含む。）」を削る。

（放送大学学園法施行令の一部改正）

第七条　放送大学学園法施行令（平成十五年政令第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「長期給付」を「退職等年金給付」に改め、同条中「千分の五十から千分の九十まで」を「千分の三十から千分の百二十まで」に改める。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部改正）

第八条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十六条第二項」を「第十六条第三項」に、「標準給与の月額（」を「標準報酬月額（」に「標準給与の月額を」を「標準報酬月額を」に改め、同項第一号中「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「給与（」を「報酬（」に、「給与を」を「報酬を」に、「給与月額」を「報酬月額」に、「第二十二条第二項、第五項若しくは第七項又は同条第十三項」を「第二十二条第五項、第八項若しくは第十項又は同条第十六項」に改め、同項第二号中「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に改め、同条第二項中「標準賞与の額（」を「標準賞与額（」に、「標準賞与の額を」を「標準賞与額を」に改め、同項各号中「標準賞与の額」を「標準賞与額」に改め、同条第四項中「標準給与の月額及び標準賞与の額」を「標準報酬月額及び標準賞与額」に、「千分の百十から千分の二百三十」を「千分の百三十五」に、「千分の五十から千分の九十」を「千分の百二十」に改める。

第九条第一項中「長期給付」を「退職等年金給付」に改め、同条第二項及び第三項中「第十六条第二項」を「第十六条第三項」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令の一部改正）

第九条　社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令（平成二十年政令第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次、第一章の章名、第二条及び第二章の章名を削る。

第三条第一項中「法第七十六条第一項第一号」を「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「法」という。）第五十四条第一項第一号」に改め、「合衆国協定」の下に「（社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定をいう。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「第七十六条第一項第一号」を「第五十四条第一項第一号」に改め、「。以下同じ」を削り、「すべて」を「全て」に、「合衆国実施機関」を「合衆国協定第一条1(f)に規定するアメリカ合衆国の実施機関」に改め、同条を第二条とする。

第四条の見出し中「私学共済法」を「短期給付に関する規定」に改め、同条第一項中「第七十六条第一項の規定により私学共済法」を「第五十四条第一項の規定により私立学校教職員共済法」に、「（私学共済法」を「（同法」に、「）は、私学共済法」を「）は、同法」に、「みなし、同法」を「みなし、私学共済法」に、「第七十六条第一項各号」を「第五十四条第一項各号」に、「ときは、私学共済法」を「ときは、私立学校教職員共済法」に、「準用国共済法」を「同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）」に改め、「。次項において同じ」を削り、同条第二項を削り、同条を第三条とする。

第五条の見出し中「又は長期給付」を削り、同条中「第七十六条第四項に」を「第五十四条第二項に」に、「次の各号に掲げる加入者の区分に応じ、当該各号に定める」を「千分の十八を超えない」に改め、同条各号を削り、同条を第四条とする。

第三章及び第四章を削り、第五章の章名を削る。

第四十一条中「第九十一条第一項」を「第五十六条第一項」に、「次に」を「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）第九十四条各号に」に改め、同条各号を削り、同条を第五条とする。

第四十二条中「第九十一条第一項」を「第五十六条第一項」に、「次に」を「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第九十五条各号に」に改め、同条各号を削り、同条を第六条とする。

第六章を削る。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条から第四条まで　削除